

愛知県がんセンター企画・運営会議等設置要綱

(設置)

第1条 愛知県がんセンターの管理運営上重要な事項を審議し、その適正、円滑な運営により診療の向上及び研究の促進を図るため、企画・運営会議並びに運用部管理会議、病院管理会議及び研究所管理会議（以下「会議」という。）を置く。

(企画・運営会議)

第2条 企画・運営会議は、総長、運用部長、病院長、副院長、看護部長、研究所長、副所長及び研究所長の推薦のもとに総長が指名する分野長1名をもって組織する。

2 会議の長は、総長とする。総長に事故あるときは、病院長又は研究所長が代理する。

第3条 企画・運営会議は、次の事項について審議する。

- (1) 組織に関する事項
- (2) 運営管理に関する事項
- (3) 良質な医療の提供のための取組に関する事項
- (4) 経営健全化のための取組に関する事項
- (5) その他必要な事項

2 企画・運営会議の審議を補助するため部会等の下部組織を置くことができる。各部会等の構成員及び審議事項は企画・運営会議で決定する。各部会等の長は、その審議結果を企画・運営会議に報告する。

(運用部管理会議)

第4条 運用部管理会議は、運用部長、管理課長及び経営戦略課長をもって組織する。

第5条 運用部管理会議は、次の事項について審議する。

- (1) 運用部の所管に関する事項
- (2) その他必要な事項

(病院管理会議)

第6条 病院管理会議は、病院長、副院長、病院の各部長（医師に限る。）、医局長、看護部長、看護副部長、薬剤部長、医療技術者（臨床検査部、放射線診断・IVR部及び放射線治療部に勤務する者に限る。）の代表、運用部長、管理課長及び経営戦略課長をもって組織する。

2 会議の長は病院長とする。

第7条 病院管理会議は、次の事項について審議する。

- (1) 病院の管理・運営に関する事項
- (2) 経営及び経営改善に関する事項
- (3) その他必要な事項

(研究所管理会議)

第8条 研究所管理会議は、研究所長、副所長及び分野長をもって組織する。

2 会議の長は研究所長とする。

第9条 研究所管理会議は、次の事項について審議する。

- (1) 研究所の運営に関する事項
- (2) その他必要な事項

(附議)

第10条 病院管理会議及び研究所管理会議は、会議において審議した事項を企画・運営会議に提出するとともに、特に必要な事項は、企画・運営会議の議に附するものとする。

2 企画・運営会議は、前項の規定に基づき附議のあった事項を決定したときは、議決事項を関係会議に通知するものとする。

(会議の開催)

第 11 条 会議は、それぞれの会議の長の招集により原則毎月 1 回定期に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 会議は、必要な者を出席させることができる。

(記録)

第 12 条 会議は、議事に関する事項を記録するものとする。

(委員会)

第 13 条 会議は所掌事項について必要に応じて委員会を設け、審査させることができる。

2 委員会を設けたときは、その名称、構成員、任務及びその他必要な事項を総長に報告するものとする。

3 委員会は議事に関する事項を記録するものとする。

4 委員会の長は、委員会の審議の結果をその所属する会議に報告するものとする。

(庶務)

第 14 条 企画・運営会議の庶務は運用部経営戦略課企画・経営グループにおいて、運用部管理会議及び研究所管理会議の庶務は運用部管理課総務グループにおいて、病院管理会議の庶務は運用部管理課総務グループ及び同部経営戦略課企画・経営グループにおいてそれぞれ行うものとする。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 47 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に総長の決裁を受け設置されている委員会は、この要綱第 14 条第 1 項の規定により設けられた委員会とみなす。

附則

この要綱は、昭和 50 年 3 月 11 日から施行する。ただし、「薬剤科長、総看護婦長」の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 6 年 6 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 5 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。